

# 大阪府理容師法第三条六

理美容室での(客の耳髭除及び

鼻毛むくき、つむぎ事)は、

この四月一日から施行が、

削除されました。これにより

大阪府の理美容室での耳髭除が

晴れの解禁もやりました。

当店にも、耳ヒムトを始めました。

この希望のため、

担当着もどか申す付上

りました。